

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月28日

東海市監査委員 田村 康隆

同 森本 真治

同 早川 直久

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

ザ・ビッグスポーツ／サンエイ合同企業体（東海市民体育館・東海市立勤労センター）、

株式会社コパン（東海市営温水プール）、

東海商工会議所（東海市立商工センター）、

株式会社まちづくり東海（東海市観光物産プラザ・太田川駅前イベント広場・東海市公共駐車場）、

東海市施設管理協会（東海市都市公園・東海市立運動公園）、

3 監査の着眼点

東海市監査基準に従って、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の期日 令和4年2月18日、21日、24日（3日間）

(2) 監査の範囲 令和2年4月1日から令和3年11月30日まで

(3) 監査項目

ア 公の施設の指定管理者監査に係る出納その他の事務の執行

イ その他監査委員が必要と認める事項

5 監査結果 特に指摘する事項は見受けられなかった。